

J A 福光の現況

(平成22年度上半期福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



新しくなったカントリーエレベーターF1F2



カントリーエレベーターの全景(向かって右端がF1F2)



福光農業協同組合

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 地域貢献に関する取組み | |
| 1．全般に関する事項 | 2 |
| 2．地域からの資金調達の状況 | 2 |
| 3．地域への資金供給の状況 | 2 |
| 4．文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり） | 4 |
| 財務状況や事業に関する開示 | |
| 1．金融再生法開示債権（単体） | 7 |
| 2．単体自己資本比率 | 7 |
| 3．主要勘定の状況 | 7 |
| 4．有価証券等時価情報 | 8 |
| 主な貯金商品 | 9 |
| 主な貸出商品 | 10 |

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

本年は、春から低温が続いて水稻をはじめとする農作物の生育が心配されましたが、夏以降は記録的な猛暑となり生育はほぼ平年並みに回復しました。しかし、猛暑による高温障害での品質低下が心配されるところです。

さて、今年、昭和44年と45年に建設されたカントリーエレベーターF1・F2が老朽化により、その能力を十分に発揮できなくなったことから、国の「平成21年度強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)」を活用して改修させていただきました。お蔭様で、1日あたりの荷受け・乾燥能力等が増強され、これまで以上に低コスト・省力化が図られるとともに、高品質・良食味化、安全安心で信頼される福光米の高付加価値販売に寄与してくれるものと期待しています。この事とあわせて、実需者の要望やカントリーエレベーターの品質事故を避けるために、早生のてんたかくから晩生のてんこもりに作付の転換を進めました。

金融事業では出向く姿勢の強化を図り、全職員で定期積立貯金やJ Aカードのご利用拡大をお奨めしました。また、4月より自動車や建物の共済等に関する相談を承るため、自動車燃料部中央給油所内に共済事故相談センターを設置し、これまで以上に自動車課との連携を図り、スピーディーな対応をさせていただくよう努めました。

生活事業では、エコ家電の普及に努めたほか、通所介護施設「日向ぼっこ」も定員に近いご利用を頂いています。

さらに経営全体として、財務の健全化、内部統制の整備、コンプライアンス強化などに取り組み、皆様により一層信頼される農協となるよう役職員全員で努めております。

この冊子はみなさまのお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくにあたり、平成22年度上期の事業実績等を「J A福光の現況」としてとりまとめたものです。ご高覧いただければ幸いです。

福光農業協同組合
代表理事組合長 齋田一除

地域貢献に関する取組み

1. 全般に関する事項

当組合は、南砺市（平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、組合員組織、地方公共団体などにご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、61,293百万円（うち定期積金の残高は1,382百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

| | |
|---------|------------|
| 組 合 員 等 | 55,093 百万円 |
| そ の 他 | 6,200 百万円 |
| 合 計 | 61,293 百万円 |



(2) 貯金商品

目的・期間・金額にあわせてご利用いただける各種貯金を取り扱っております。

主な貯金商品については、本誌9ページをご覧ください。

3. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金の残高は、5,816百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、生活資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

| | |
|-------------|-----------|
| 組 合 員 等 | 3,660 百万円 |
| 地 方 公 共 団 体 | 1,022 百万円 |
| そ の 他 | 1,134 百万円 |
| 合 計 | 5,816 百万円 |

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、JA等民間金融機関の資金を原資とする貸付けに利子補給などを行うもの、財政資金を直接貸し付けるもの、財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

資金別融資残高の内訳は次のとおりです。

| | |
|--------------------|---------|
| 農業近代化資金 | 88 百万円 |
| 農業改良資金 | 43 百万円 |
| 農業経営基盤強化資金(ｽｰﾊﾟｰL) | 58 百万円 |
| 農業経営改善促進資金(ｽｰﾊﾟｰS) | 0 百万円 |
| 合計 | 189 百万円 |

(3) 貸出商品

農業者の皆さまには、JA独自の営農資金をご用意しております。

その他にも事業資金、住宅ローン、教育ローン、マイカーローンなど、組合員をはじめ地域の皆さまの事業や暮らしに必要な資金を融資しております。

主な貸出商品については、本誌10ページをご覧ください。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項



地域で採れた食材の学校給食への供給

主業農家で生産された野菜の中では、春はアスパラガス、秋にはブロッコリー・キャベツ・甘藷等を、また女性部菜園グループで収穫された旬の野菜を管内の小学校に食材として提供しています。

ミセスカレッジ

女性部員を対象に生活文化の向上を図る目的で、様々な文化教室・視察・実習を行っています。

キッズクラブ

小学生を対象に水稲・野菜等の植付け、管理、収穫作業を体験する場を提供して、自然とのふれあいを深め、かつ自分たちが育てた食材で料理を体験することによる食農教育を行っています。



ひだまりの会

福祉施設での奉仕活動や各地区での「そくさい会（ミニ宅老所）」の開催等、高齢者へのボランティア活動を行っています。

【会員数】利用会員 12名 協力会員 113名 賛助会員 43名

(平成22年8月末現在)

年金・ローン相談会

年間を通じて休日の相談会を開催し、利用される方の利便性を高め、平日の営業日にご来店できない方にご利用いただいています。

農協長杯ペタンク大会

田植えや大豆の播種、大麦の収穫後に毎年開催し、今年で第12回目となりました。大会には昨年を上回る57チームの参加があり、地域住民とふれあいの場となっています。



6月19日開催

農協長杯ゲートボール大会

年1回、9月に開催しており、組合員をはじめ愛好家との親睦を深めており、開催回数が26回目と歴史ある大会となっています。



9月19日開催

みのり会ゴルフコンペ

米の手間数にちなんで、毎年約88名の青壮年層とのコミュニケーションを深める場として多くの方に参加いただき、今年で20回目となりました。



10月20日開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組みとして、次の会を組織してつながりを深めています。

年金友の会

農協で年金を受給いただいている方の親睦の輪を広げる団体です。各地区センター毎に親睦旅行を行っているほか、2年に一度「年金友の会会員の集い」を開催しています。

共済友の会

農協共済に加入していただいている方々で組織され、親睦を図るとともに共済への理解を深めていただく団体です。

旅行友の会

旅行を通じて親睦を図る団体です。国内・海外の様々な企画の旅行に参加することにより会員相互の親交を深めています。



(3) 情報提供活動

農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は、農政や農業技術及び地域であった出来事等の情報を、組合員の皆様にお知らせしています。加えて、組合員からの意見等を掲載させて頂いております。



ホームページでの情報伝達・PR

当農協の基本方針や事業内容をはじめ、米のインターネット販売を行っています。

また、当農協へのご意見やご要望は、メールでも承っています。

ホームページアドレスは、

<http://www.ja-fukumitsu.or.jp>

電子メールアドレスは、

jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp



(4) 店舗一覧

(平成22年8月末現在)

| 店舗及び事務所名 | 住 所 | 電 話 番 号 | ATM設置台数 |
|-----------------------|---------------|---------|---------|
| 本所 | 南砺市荒木 5318 | 52-1335 | |
| 金融共済部 金融本店 | 南砺市荒木 5318 | 52-1331 | 2台 |
| 金融共済部 共済本店 | 南砺市荒木 5318 | 52-1332 | |
| 生活部 生活課 | 南砺市荒木 5318 | 52-2841 | |
| デイサービス日向ぼっこ(通所介護) | 南砺市福光 1192 | 52-3939 | |
| ふれあいセンター(居宅介護支援・訪問介護) | 南砺市福光 1192 | 52-8585 | |
| 旅行センター(文化指導課) | 南砺市荒木 5318 | 52-8181 | |
| 営農部 アグリフロンティアセンター | 南砺市天神 237-1 | 52-4153 | |
| アグリ配送センター | 南砺市天神 240 | 52-8530 | |
| う米蔵 | 南砺市天神 241 | 52-7171 | 1台 |
| 農業機械センター | 南砺市天神 225 | 52-6616 | |
| 自動車燃料部 燃料課・自動車課 | 南砺市荒木 990 | 52-3445 | |
| 中央スタンド | 南砺市荒木 990 | 52-3445 | |
| JA福光セルフSS | 南砺市遊部 770 | 52-4170 | 1台 |
| 石黒地区センター | 南砺市福光 7302 | 52-2333 | |
| 広瀬地区センター | 南砺市福光 1165 | 52-2233 | |
| 広瀬館地区センター | 南砺市祖谷 30 | 52-1040 | |
| 西太美地区センター | 南砺市才川七 241 | 55-1316 | |
| 太美山地区センター | 南砺市嫁兼 197-1 | 55-1216 | |
| 東太美地区センター | 南砺市土生新 349 | 52-2424 | |
| 吉江地区センター | 南砺市吉江中 669-1 | 52-1212 | |
| 北山田地区センター | 南砺市宗守 356 | 52-0116 | |
| 山田地区センター | 南砺市大塚 63 | 52-1113 | |
| 南蟹谷地区センター | 南砺市砂子谷 1390 | 58-1011 | |
| 福光地区センター | 南砺市福光 6722 | 52-1123 | 1台 |
| 店舗外ATM設置店 | 南砺市福光行政センター前 | | 1台 |
| | Aコープふくみつフレッサ店 | | 1台 |

財務状況や事業に関する開示

1. 金融再生法開示債権（単体）

（単位：百万円）

| 債権区分 | 平成22年度上半期末 （平成22年8月末） | 平成21年度上半期末 （平成21年8月末） | 増減 |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 75 | 65 | 10 |
| 危険債権 | 122 | 82 | 40 |
| 要管理債権 | 2 | 2 | 0 |
| 正常債権 | 5,655 | 5,390 | 265 |
| 合計 | 5,854 | 5,539 | 315 |

2. 単体自己資本比率

| 平成22年度上半期末（推計値） （平成22年8月末） | 平成21年度末（推計値） （平成21年8月末） |
|-------------------------------|----------------------------|
| 15.90%程度 | 15.90% |

（注）平成22年度上半期末の自己資本比率（推計値）は、平成21年度末の自己資本額、オペレーショナル・リスク相当額及び平成22年度上半期末の信用リスク・アセット額（推計値）に基づき算出しています。なお、平成22年度上半期末の信用リスク・アセット額（推計値）の算出にあたって、一部の項目については平成21年度末の額（データ）を使用しています。

3. 主要勘定の状況

（単位：百万円）

| | 平成22年度上半期末 （平成22年8月末） | 平成21年度末 （平成22年2月末） | 平成21年度上半期末 （平成21年8月末） |
|------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 貯金 | 61,293 | 61,706 | 61,662 |
| 貸出金 | 5,816 | 5,425 | 5,496 |
| 預金 | 50,967 | 51,568 | 51,525 |
| 有価証券 | 3,107 | 3,220 | 3,349 |

4. 有価証券等時価情報

【有価証券】

(単位：百万円)

| 保有目的区分 | 平成22年度上半期末 (平成22年8月末) | | | 平成21年度末 (平成22年2月末) | | |
|---------|--------------------------|-------|------|-----------------------|-------|------|
| | 帳簿価額 | 時価 | 評価損益 | 帳簿価額 | 時価 | 評価損益 |
| 満期保有 | 819 | 841 | 22 | 1,059 | 1,070 | 11 |
| その他有価証券 | 2,169 | 2,288 | 119 | 2,065 | 2,161 | 96 |
| 合計 | 2,988 | 3,129 | 141 | 3,124 | 3,231 | 107 |

(注1)平成22年度上半期末の有価証券の時価は、当該時点における市場価格等に基づく時価としています。

(注2)帳簿価額は償却原価法適用前、減損処理前のものです。

【主な貯金商品】

| 種 類 | しくみと特色 | 期 間 | お預入額 |
|-------------------|---|------------------|----------------------------|
| 総 合 口 座 | 普通貯金・定期積金・定期貯金が一冊の通帳にセットできます。この口座は給与・年金などの自動受け取り、公共料金・税金・家賃などの自動支払いに便利です。さらに、キャッシュカードをご利用になると全国どこのJ Aでも現金の引き出し、預け入れができます。また、全国の都銀・地銀・信金・信組などのキャッシュサービスがご利用いただけます。そして、必要なときには、セットされた定期貯金と定期積金の残高合計の90%以内、最高300万円まで自動融資が受けられます。 | 定めなし | 1円以上 |
| 普 通 貯 金 | 出し入れ自由。年金・給与などの自動受け取りや公共料金・クレジットカードなどの自動支払いができます。 | 定めなし | 1円以上 |
| 貯 蓄 貯 金 | 使い道などが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金。利率は普通貯金より有利です。 | 定めなし | 1円以上 |
| 当 座 貯 金 | 小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。 | 定めなし | 1円以上 |
| 通 知 貯 金 | ごく短期間の運用に便利です。 | 定めなし (据置7日以上) | 5万円以上 |
| 納 税 準 備 貯 金 | 貯金者の皆さまの税金納付にお使い下さい。 | 定めなし | 1円以上 |
| ス ー パ ー 定 期 貯 金 | お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられます。 | 1ヵ月以上 5年以内 | 1円以上 |
| 大 口 定 期 貯 金 | 大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。 | 1ヵ月以上 5年以内 | 1,000万円以上 |
| 期 日 指 定 定 期 貯 金 | お預け期間が最長3年間、据置期間1年経過後、自由に満期を指定できます。1年複利のお得な貯金です。 | 最長3年 | 1円以上(ただし通帳式は1万円以上) |
| 変 動 金 利 型 定 期 貯 金 | 金利情勢に応じて途中で金利が変動します。マネープランの幅が広がります。 | 3年 | 100円以上 |
| 定 期 積 金 | 目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プランにそって無理なく目標達成できます。 | 6ヵ月以上 5年以下 | 100円以上 (満期分散型は3,000円以上) |
| 一 般 財 形 貯 金 | 積立額、目的ともご自由。お預入れ後、3年経過すればいつでもお引出しできます。 | 3年以上 | 1,000円以上 |
| 財 形 住 宅 貯 金 | 住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な貯金です。 | 5年以上 | 1,000円以上 |
| 財 形 年 金 貯 金 | 在職中に積立を行い、60歳以降に年金としてお受取りできます。(3ヵ月毎のお受取)退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。 | 5年以上 | 1,000円以上 |

【主な貸出商品】

| 種 類 | 内 容 | ご融資期間 (返済期間) | ご融資金額 (限度額) |
|----------|--|-----------------|----------------|
| 住宅ローン | マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。 | 3～35年 | 5,000万円 |
| リフォームローン | リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。 | 1～10年6ヶ月 | 500万円 |
| マイカーローン | 新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。 | 6ヶ月～7年 | 500万円 |
| 教育ローン | 高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 在学中の方でもご利用になれます。 | 13年6ヶ月以内 | 500万円 |
| クローバーローン | 生活に必要な一切の資金です。 | 6ヶ月～5年 | 300万円 |
| カードローン | あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。 | 1年 | 50万円 |

その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

自己査定 of 債権分類・金融再生法開示債権・リスク管理債権の相互関係

| | | |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">自己査定の債権分類</p> <p style="text-align: center;">対象: 総与信額</p> <p style="text-align: center;">担保・保証の状況に応じて ～ 分類の作業を実施</p> | <p style="text-align: center;">金融再生法開示債権</p> <p style="text-align: center;">対象: 信用事業与信額 () (ただし要管理債権は貸出金元金)</p> <p style="text-align: center;">担保・保証・引当有無に関係なく債務者区分に応じて (要管理債権は該当案件のみを) 抽出</p> | <p style="text-align: center;">リスク管理債権</p> <p style="text-align: center;">対象: 貸出金元金</p> <p style="text-align: center;">担保・保証・引当有無に関係なく債権の内容に応じて抽出</p> |
|--|--|--|

| | | | | | |
|-----------------|-------------------------------------|---|---|--------------------|-----------------|
| 破綻先 | 破綻先 ・ ・ ・ 分類 (総与信額) | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (信用事業与信額) | 差 | 破綻先債権 (貸出金) | |
| | | 経済未集金等信用事業以外の債権 | | 信用事業与信と貸出金元金の差 | |
| 実質破綻先 | 実質破綻先 ・ ・ ・ 分類 (総与信額) | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (信用事業与信額) | 差 | 延滞債権 (貸出金) | |
| | | 経済未集金等信用事業以外の債権 | | 信用事業与信と貸出金元金の差 | |
| 破綻懸念先 | 破綻懸念先債権 ・ ・ ・ 分類 (総与信額) | 危険債権 (信用事業与信額) | 差 | 延滞債権 (貸出金) | |
| | | 経済未集金等信用事業以外の債権 | | 信用事業与信と貸出金元金の差 | |
| 要注意先 | 要管理先 ・ ・ 分類 (総与信額) | 要管理債権 (3ヶ月以上延滞債権または条件緩和貸出金債権) (貸出金) | 差 | 3ヶ月以上延滞債権 (貸出金) | 条件緩和債権 (貸出金) |
| | | 経済未集金等信用事業以外の債権 | | | |
| | その他要注意先 ・ ・ 分類 (総与信額) | 正常債権 (信用事業与信額) | 差 | | |
| 経済未収金等信用事業以外の債権 | | | | | |
| 正常先 | 正常先 分類 (総与信額) | 正常債権 (信用事業与信額) | 差 | | |
| 経済未収金等信用事業以外の債権 | | | | | |

() 金融再生法開示債権における信用事業与信額

- ・ 貸出金
- ・ 貸付有価証券
- ・ 外国為替
- ・ 債務保証見返
- ・ 信用未収利息
- ・ 信用仮払金

| | | |
|---|---|---|
| <p>自己査定 of 債権分類</p> <p>【金融検査マニュアル】</p> <p>1. 債権の分類方法</p> <p>(3) 債務者区分</p> <p>正常先</p> <p>正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。</p> <p>要注意先</p> <p>要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。</p> <p>また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。</p> <p>(注)「要管理先である債務者」とは、要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者をいう。</p> <p>破綻懸念先</p> <p>破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む)をいう。</p> <p>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元金及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。</p> <p>実質破綻先 実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。</p> <p>具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。</p> | <p>金融再生法開示債権</p> <p>【金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(金融再生法施行規則)】</p> <p>(資産の査定の基準)</p> <p>第4条</p> <p>法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関(労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。)の有する債権(中略)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。</p> <p>一 破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>二 危険債権</p> <p>三 要管理債権</p> <p>四 正常債権</p> <p>2 前項第一号に掲げる「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう(第六条において同じ。)</p> <p>3 第一項第二号に掲げる「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう(第六条において同じ。)</p> <p>4 第一項第三号に掲げる「要管理債権」とは、三月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権(同項第一号及び第二号に該当する債権を除く。))をいう。)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(同項第一号及び第二号に該当する債権並びに三月以上延滞債権を除く。))をいう(第六条において同じ。)</p> <p>5 第一項第四号に掲げる「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう(第六条において同じ。)</p> | <p>リスク管理債権</p> <p>【銀行法施行規則】</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明事項の縦覧等)</p> <p>第19条の2</p> <p>法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損益処理計算書</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和三十九年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。))に該当する貸出金</p> <p>(イからホまでに掲げる事由)</p> <p>イ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て</p> <p>ロ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て</p> <p>ハ 破産法の規定による破産の申立て</p> <p>ニ 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て</p> <p>ホ イからホまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由(手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。))による取引停止処分とする。)</p> <p>(2) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。))に該当する貸出金</p> <p>(3) 三か月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。))に該当する貸出金</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。))に該当する貸出金</p> |
|---|---|---|